

新制度経営力向上計画について

～融資予定・補助金申請予定の方は必ずご一読ください～

28年7月より中小企業等経営強化法に基づく新制度として「経営力向上計画」という事業計画の認定制度が始まりました。経営力向上のための事業計画を国に提出し、国から認定を受けると①新規取得の設備について固定資産税の3年間半減、②一括償却、③融資における保証枠の増加、④補助金申請での加点といったメリットがある制度です。今後、融資や補助金申請を行う場合には、計画認定が大きなポイントになりますので、融資や補助金申請を行う予定の方は、早めの認定を強くお勧め致します（計画認定には1カ月程度かかるため）。以下、経営力向上計画について概要をQ A形式でまとめましたので、是非、御参考ください。

Q 1：そもそも経営力向上計画とは何ですか？

A 1：中小企業・小規模事業者が、**生産性向上のための計画を作成**することです。具体的には、今後3年～5年程度の期間で「生産性向上を向上させるための取組」及びそのために設備投資が必要であれば、当設備の内容を国に申請する制度です。

Q 2：メリットは何ですか？

A 2：具体的なメリットとしては、**固定資産税の減免や一括償却**などがあります。また、**融資枠の拡大や補助金申請の加点**などは大きなメリットと言えます。融資枠の拡大については、経営力向上計画に基づく新規投資については通常の融資枠とは別枠で保証協会の保証が受けられますので、融資を計画している場合には是非とも認定を受けるべきです。また、**補助金申請については、経営力向上計画の取得をしていると加点**されます。なお、**国はこの経営力向上計画をより多くの企業に認定させたい**、と考えていることから、ある程度、**重要な加点項目**となると予想されます。よって、補助金申請する場合には当経営力向上計画の認証取得も併せて申請することを強くお勧めしています。

Q 3：経営革新計画との違いは何ですか？

A 3：経営革新計画よりも申請のハードル（難易度）を下げたものが経営力向上計画という位置づけです。また、今後の扱いとしては、対国に対する申請は経営力向上計画、対都道府県に対する申請は経営革新計画という棲み分けが予定されています。

Q 4：経営力向上計画の申請のためには、何が必要ですか？

A 4：固定資産税の減免等を受けない場合には特に必要書類はありません。ただし、固定資産税の減免を受けたい場合には、新規投資予定設備の見積書、最新モデル証明書、が必要です。

Q 5：まだ投資予定の機械・ソフトウェアが決まっていますが、まずは経営力向上計画だけの認定を受けることは可能ですか？

A 5：可能です。まずは大まかな計画だけで申請し、具体的な投資内容が決まったら「変更届」という形で、変更することが可能です。特に、秋の補助金（10月ぐらいから公募予定との噂）に応募する予定の方は、公募開始前の10月までには経営力向上計画の申請を行っておくことをお勧めしますので、**まずは申請しておく**ことを強くお勧め致します。

Q 6：どのような方法で経営力向上（生産性向上）を行えばいいのですか？

A 6：業種ごとに、国が経営力向上のための取組や方向性を決めた「指針」があります。そこで、当「指針」に沿って経営力向上（生産性向上）のための取組を行います。

□ 経営力向上計画 サポートの流れについて□

手順1) まずは、事前に計画作成に必要なヒアリングシートを送付します。その上で、ご面談もしくはお電話(30分程度)にて、当シートに基づき計画申請の内容をヒアリングさせていただきます。

手順2) 上記に基づき弊所にて経営力向上計画の草案を作成し、提出しますので、校正をお願いします。

手順3) 校正内容を反映し、経営力向上計画を完成させます。御社にて経済産業局等にご提出ください。

○報酬：月1万円(税別)変更届、補助金の検討等もサポートします。

○注意事項

- ①都道府県や提出先当局によって扱いが異なることが予想されます。提出後も差戻しや訂正等ある可能性がありますので、申請の際には余裕を持ってご検討ください。
- ②固定資産税の減免対象となる設備は、平成28年7月以降に新規取得した(する予定)の設備です。
- ③節税制度の適用は、固定資産等の購入前に認定を受けるか、又は、設備納品後2カ月(または決算月)までに経営力向上計画の認定を受ける必要があります。

■お客様の声

- **新規設備投資のための資金5,000万円、通常よりも金利▲0.5%の好条件で獲得できた。**
- **補助金申請時に向上計画の認定を受けていて、審査時に加点を受けることができました。**
- **保証協会枠がいっぱいだけど新規公的認定を受けて、保証協会追加で8,000万円の保証枠獲得**
- **設備投資を行うときに、固定資産(3,600万)の一括償却を適用することができた。**

Miki Carry Forward Office 事務所紹介

中小企業庁 経営革新等認定支援機関 Miki Carry Forward Office (全国対応)

埼玉県春日部市南1-1-7 ふれあいキューブ5F C-3 TEL:090-2632-2641/FAX:050-3730-1874



大手IT企業のシステムエンジニア時代に金融系のシステム開発担当後、事業計画、経営判断数値を精査する業務に従事。以後、研鑽を重ね、法人営業時代に「経営者の本当のお困りごとを解決したい」と決意し、2014年に事務所を開設。想いのある経営者を支える「信念経営サポーター」として想いとお金を経営計画にこめ、社外の経営参謀として、お客様の夢の実現をサポートしている。経営理念は「出会えて良かった！」人になる。

【無料相談及び申込受付中】 FAX 050-3730-1874 (24時間受付)

申請希望の方は下記にご記入及び☑の上、FAXご送付ください。

ご希望内容	<input type="checkbox"/> まずは無料相談(ご面談・電話)をしたい <input type="checkbox"/> 申請サポートの申込をしたい				
会社名		ご担当者名		メール	
電話番号		FAX番号		アドレス	@
相談希望日	第1希望： 月 日 時～ 時		第2希望： 月 日 時～ 時		